明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

第六号の三様式（その3）（用紙日本産業規格Ａ４・草色）（第三条・第五条・第十条の二関係）［別紙二十四］

受付印

※処理事項　発信年月日　通信日付印　確認　整理番号　事務所区分　管理番号　申告区分

令和　年　月　日　殿

法人番号　申告年月日　年　月　日

所在地（本店が支店等の場合は本店所在地と併記）　（電話　）

事業種目

（ふりがな）
法人名

前期末現在の資本金の額又は出資金の額（　）

前期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額

（ふりがな）
代表者氏名　（ふりがな）経理責任者氏名

前期末現在の資本金等の額

令和　年　月　日から令和　年　月　日までの事業年度分の道府県民税 事業税 特別法人事業税の予定申告書　※

事業税			道府県民税		
前事業年度の事業税額（㊸の金額）	⑧	00	前事業年度の法人税割額（㊱の金額）	①	00
法第72条の2第1項第1号に掲げる事業					
所得割額（㊹×6/前事業年度の月数）	⑨	00	予定申告税額（①×6/前事業年度の月数）	②	00
付加価値割額（㊺×6/前事業年度の月数）	⑩	00			
資本割額（㊻×6/前事業年度の月数）	⑪	00	この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した当期分の法人税割額	③	00
法第72条の2第1項第2号に掲げる事業					
収入割額（㊼×6/前事業年度の月数）	⑫	00	この申告により納付すべき法人税割額 ②－③	④	00
法第72条の2第1項第3号に掲げる事業			均等割額 算定期間中において事務所等を有していた月数	⑤	月
所得割額（㊽×6/前事業年度の月数）	⑬	00			
付加価値割額（㊾×6/前事業年度の月数）	⑭	00			
資本割額（㊿×6/前事業年度の月数）	⑮	00	円×⑤/12	⑥	00
収入割額（71×6/前事業年度の月数）	⑯	00			
法第72条の2第1項第4号に掲げる事業			この申告により納付すべき道府県民税額 ④＋⑥	⑦	00
付加価値割額（72×6/前事業年度の月数）	⑰	00			
資本割額（73×6/前事業年度の月数）	⑱	00	この申告の期間		・ ・ ・
収入割額（74×6/前事業年度の月数）	⑲	00			
特別法人事業税 前事業年度の特別法人事業税額（㊻の金額）	⑳	00	前事業年度の期間		・ ・ ・
特別法人事業税 特別法人事業税額（⑳×6/前事業年度の月数）	㉑	00			
予定申告税額（⑨＋⑩＋⑪＋⑫＋⑬＋⑭＋⑮＋⑯＋⑰＋⑱＋⑲＋㉑）	㉒	00	通算親法人の事業年度の期間		・ ・ ・
この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した当期分の事業税額及び特別法人事業税額	㉓	00	備考		
この申告により納付すべき事業税額及び特別法人事業税額 ㉒－㉓	㉔	00	関与税理士署名		（電話　）
法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額	㉕				

事業年度	・　・ ・　・	法人名	

前事業年度の事業税額の明細

摘要			課税標準	税率（100）	税額
法第72条の2第1項第1号に掲げる事業					
所得割	所得金額総額	㊲			
	所得金額	㊳			
付加価値割	付加価値額総額	㊴			
	付加価値額	㊵			
資本割	資本金等の額総額	㊶			
	資本金等の額	㊷			
法第72条の2第1項第2号に掲げる事業					
収入割	収入金額総額	㊸			
	収入金額	㊹			
法第72条の2第1項第3号に掲げる事業					
所得割	所得金額総額	㊺			
	所得金額	㊻			
付加価値割	付加価値額総額	㊼			
	付加価値額	㊽			
資本割	資本金等の額総額	㊾			
	資本金等の額	㊿			
収入割	収入金額総額	(51)			
	収入金額	(52)			
法第72条の2第1項第4号に掲げる事業					
付加価値割	付加価値額総額	(53)			
	付加価値額	(54)			
資本割	資本金等の額総額	(55)			
	資本金等の額	(56)			
収入割	収入金額総額	(57)			
	収入金額	(58)			

合計事業税額 ㊳+㊵+㊷+㊹+㊻+㊽+㊿+(52)+(54)+(56)+(58)	(59)	
令和６年改正法附則第８条第２項の控除額	(60)	
事業税の特定寄附金税額控除額	(61)	
仮装経理に基づく事業税額の控除額	(62)	
租税条約の実施に係る事業税額の控除額	(63)	
納付すべき事業税額 (59)－(60)－(61)－(62)－(63)	(64)	

(64)の内訳

法第72条の2第1項第1号又は第2号に掲げる事業					
所得割	(65)		付加価値割	(66)	
資本割	(67)		収入割	(68)	
法第72条の2第1項第3号に掲げる事業					
所得割	(69)		付加価値割	(70)	
資本割	(71)		収入割	(72)	
法第72条の2第1項第4号に掲げる事業					
			付加価値割	(73)	
資本割	(74)		収入割	(75)	

前事業年度の法人税割額の明細

（特別控除取戻税額等）課税標準となる法人税額	(26)	（　　）
法人税割額	(27)	
道府県民税の特定寄附金税額控除額	(28)	
税額控除超過額相当額の加算額	(29)	
外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額の控除額	(30)	
外国の法人税等の額の控除額	(31)	
仮装経理に基づく法人税割額の控除額	(32)	
租税条約の実施に係る法人税割額の控除額	(33)	
納付すべき法人税割額 (27)－(28)＋(29)－(30)－(31)－(32)－(33)	(34)	
(34)のうち特別控除取戻税額等に係る法人税割額	(35)	
差引法人税割額 (34)－(29)－(35)	(36)	

前事業年度の特別法人事業税額の明細

法第72条の2第1項第1号に掲げる事業の基準法人所得割額	(76)	00
同上に対する特別法人事業税額 ((76)×　／100)	(77)	
法第72条の2第1項第2号に掲げる事業の基準法人収入割額	(78)	00
同上に対する特別法人事業税額 ((78)×　／100)	(79)	
法第72条の2第1項第3号に掲げる事業の基準法人収入割額	(80)	00
同上に対する特別法人事業税額 ((80)×　／100)	(81)	
法第72条の2第1項第4号に掲げる事業の基準法人収入割額	(82)	00
同上に対する特別法人事業税額 ((82)×　／100)	(83)	
合計特別法人事業税額 (77)＋(79)＋(81)＋(83)	(84)	
仮装経理に基づく特別法人事業税額の控除額	(85)	
租税条約の実施に係る特別法人事業税額の控除額	(86)	
納付すべき特別法人事業税額 (84)－(85)－(86)	(87)	

外国の法人税等の額の控除に関する明細書（その１）

事業年度	・　・ ・　・	法人名	

第七号の二様式（用紙日本産業規格Ａ４）（第三条・第十条の二関係）［別紙二十五］

政令第９条の７第６項ただし書の規定の適用の有無		有　・　無	
当期において控除する外国税額及び税額控除不足額相当額の計算			
控除対象外国税額	当期の控除対象外国税額（別表１の⑥） ①	円	
	前３年以内の控除限度額を超える外国税額（別表１の⑱） ②		
	計　①＋② ③		
当期分の控除外国税額	国税の控除限度額（別表１の①、同表の⑥又は（同表の①＋同表の②）） ④		
	外国税額のうち④の額を超える額　③－④ ⑤		
	道府県民税の控除限度額（別表１の③） ⑥		
	前３年以内の控除余裕額のうち当期加算額（別表１の㉑） ⑦		
	計　⑥＋⑦ ⑧		
	当期分の控除外国税額（⑤又は⑧のうち少ない額） ⑨		
⑨又は当初申告税額控除額 ⑩			
前３年以内の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額 ⑪			
法第53条第42項により控除できる金額（別表７（その１）の⑧） ⑫			
当期分として算定した法人税割額（㉑又は第６号様式の⑦－⑧＋⑨－⑩，第６号様式(その２)の⑦－⑧＋⑨－⑩若しくは第６号様式(その３)の⑦－⑧＋⑨－⑩） ⑬			
当期において控除する外国税額及び税額控除不足額相当額（⑬若しくは（⑩＋⑪＋⑫）のうち少ない額又は㉒） ⑭			

前３年以内の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額の明細

事業年度又は連結事業年度	控除未済外国税額等 ⑮	当期控除額 ⑯	翌期繰越額 ⑮－⑯ ⑰
・　・ ・　・	円	円	
			円
・　・ ・　・			
・　・ ・　・			
・　・ ・　・			
・　・ ・　・			
・　・ ・　・			
当期分			
計 ⑪	円	円	

各道府県ごとに控除する外国税額及び税額控除不足額相当額の明細

事務所又は事業所 名称	事務所又は事業所 所在地	従業者数又は補正後の従業者数	控除すべき外国税額等 ⑱	各道府県ごとに算定した法人税割額 ⑲	各道府県ごとに控除する外国税額等（⑱又は⑲のうち少ない額） ⑳
		人	円	円	円
合計				㉑	㉒

外国の法人税等の額の控除に関する明細書（その１）

事業年度	・　・ ・　・	法人名	

政令第９条の７第６項ただし書の規定の適用の有無		有　・　無	
当期において控除する外国税額及び税額控除不足額相当額の計算			
控除対象外国税額	当期の控除対象外国税額（別表１の⑥） ①	円	
	前３年以内の控除限度額を超える外国税額（別表１の⑱） ②		
	計　①＋② ③		
当期分の控除外国税額	国税の控除限度額（別表１の①、同表の⑥又は（同表の①＋同表の②）） ④		
	外国税額のうち④の額を超える額　③－④ ⑤		
	道府県民税の控除限度額（別表１の③） ⑥		
	前３年以内の控除余裕額のうち当期加算額（別表１の㉑） ⑦		
	計　⑥＋⑦ ⑧		
	当期分の控除外国税額（⑤又は⑧のうち少ない額） ⑨		
⑨又は当初申告税額控除額 ⑩			
前３年以内の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額 ⑪			
法第53条第42項により控除できる金額（別表７（その１）の⑧） ⑫			
当期分として算定した法人税割額（㉑又は第６号様式の⑦＋⑧－⑨、第６号様式（その２）の⑦＋⑧－⑨若しくは第６号様式（その３）の⑦＋⑧－⑨） ⑬			
当期において控除する外国税額及び税額控除不足額相当額（⑬若しくは（⑩＋⑪＋⑫）のうち少ない額又は㉒） ⑭			

前３年以内の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額の明細

事業年度	控除未済外国税額等 ⑮	当期控除額 ⑯	翌期繰越額 ⑮－⑯ ⑰
・　・ ・　・	円	円	
・　・ ・　・			円
・　・ ・　・			
・　・ ・　・			
・　・ ・　・			
・　・ ・　・			
当期分			
計 ⑪	円	円	

各道府県ごとに控除する外国税額及び税額控除不足額相当額の明細

事務所又は事業所 名称	事務所又は事業所 所在地	従業者数又は補正後の従業者数	控除すべき外国税額等 ⑱	各道府県ごとに算定した法人税割額 ⑲	各道府県ごとに控除する外国税額等（⑱又は⑲のうち少ない額） ⑳
		人	円	円	円
合計				㉑	㉒

外国の法人税等の額の控除に関する明細書（その２）

事業年度	・　・ ・　・	法人名	

第七号の二様式（用紙日本産業規格Ａ４）（第三条・第十条の二関係）［別紙二十七］

政令第９条の７第６項ただし書の規定の適用の有無		有・無
政令第48条の13第７項ただし書の規定の適用の有無		有・無
当期において控除する外国税額及び税額控除不足額相当額の計算		
控除対象外国税額	当期の控除対象外国税額（別表１の⑥）①	円
	前３年以内の控除限度額を超える外国税額（別表１の⑱）②	
	計　①＋② ③	
当期分の控除外国税額	国税の控除限度額（別表１の①、同表の⑥又は（同表の①＋同表の②）） ④	
	外国税額のうち④の額を超える額は上段に、④と⑥の合計額を超える額は下段に ⑤	
	道府県民税の控除限度額（別表１の③） ⑥	
	市町村民税の控除限度額（別表１の④） ⑦	
	前３年以内の控除余裕額のうち当期加算額（別表１の㉑は上段に、㉒は下段に） ⑧	(イ) (ロ)
	計（⑥＋⑧(イ)は上段に、⑦＋⑧(ロ)は下段に） ⑨	
	当期分の控除外国税額（⑤又は⑨の各段のうち少ない額） ⑩	(イ) (ロ)
⑩又は当初申告税額控除額 ⑪		(イ) (ロ)
前３年以内の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額 ⑫		(イ) (ロ)
法第53条第42項及び第321条の８第42項により控除できる金額（別表７（その２）の⑧） ⑬		(イ) (ロ)
当期分として算定した法人税割額（㉚若しくは㉝又は第６号様式の⑦－⑧＋⑨－⑩、第６号様式（その２）の⑦－⑧＋⑨－⑩若しくは第６号様式（その３）の⑦－⑧＋⑨－⑩） ⑭		
当期において控除する外国税額及び税額控除不足額相当額（⑭若しくは（⑪＋⑫＋⑬）のうち少ない額又は㉛及び㉞） ⑮		

前３年以内の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額の明細

事業年度又は連結事業年度		控除未済外国税額等 ⑯	当期控除額 ⑰	翌期繰越額 ⑯－⑰ ⑱
・　・ ・　・	道府県民税	円	円	
	市町村民税			
・　・ ・　・	道府県民税			円
	市町村民税			
・　・ ・　・	道府県民税			
	市町村民税			
・　・ ・　・	道府県民税			
	市町村民税			
・　・ ・　・	道府県民税			
	市町村民税			
・　・ ・　・	道府県民税			
	市町村民税			
計 ⑫ (イ)	道府県民税			
	市町村民税			
計 ⑫ (ロ)	道府県民税			
	市町村民税			
当期分	道府県民税			
	市町村民税			
翌期繰越額計	道府県民税			
	市町村民税			

各都道府県・市町村ごとに控除する外国税額及び税額控除不足額相当額の明細

事務所又は事業所			従業者数又は補正後の従業者数	各都道府県ごとに控除すべき外国税額等 ⑲	各都道府県ごとに算定した法人税割額 ⑳	各都道府県ごとに控除する外国税額等（⑲又は⑳のうち少ない額） ㉑	従業者数又は補正後の従業者数	各市町村ごとに控除すべき外国税額等 ㉒	各市町村ごとに算定した法人税割額 ㉓	各市町村ごとに控除する外国税額等（㉒又は㉓のうち少ない額） ㉔
	名称	所在地								
特別区以外			人	円	円	円	人	円	円	円
	小計			㉕				㉖		
特別区				㉗（(⑪(イ)＋⑫(イ)＋⑬(イ))－㉕）				㉘（(⑪(ロ)＋⑫(ロ)＋⑬(ロ))－㉖）		
合計				㉙	㉚	㉛		㉜	㉝	㉞
					控除未済繰越額 ㉙－㉛ ㉟				控除未済繰越額 ㉜－㉞ ㊱	

外国の法人税等の額の控除に関する明細書（その２）

事業年度	・　・ ・　・	法人名	

第七号の二様式（用紙日本産業規格Ａ４）（第三条・第十条の二関係）［別紙二十八］

政令第９条の７第６項ただし書の規定の適用の有無			有・無
政令第48条の13第７項ただし書の規定の適用の有無			有・無
当期において控除する外国税額及び税額控除不足額相当額の計算			
控除対象外国税額	当期の控除対象外国税額（別表１の⑥） ①		円
	前３年以内の控除限度額を超える外国税額（別表１の⑱） ②		
	計　①＋② ③		
当期分の控除外国税額	国税の控除限度額（別表１の①、同表の⑥又は（同表の①＋同表の②）） ④		
	外国税額のうち④の額を超える額は上段に、④と⑥の合計額を超える額は下段に ⑤		
	道府県民税の控除限度額（別表１の③） ⑥		
	市町村民税の控除限度額（別表１の④） ⑦		
	前３年以内の控除余裕額のうち当期加算額（別表１の㉑は上段に、㉒は下段に） ⑧	(イ)	
		(ロ)	
	計（⑥＋⑧(イ)は上段に、⑦＋⑧(ロ)は下段に） ⑨		
	当期分の控除外国税額（⑤又は⑨の各段のうち少ない額） ⑩	(イ)	
		(ロ)	
⑩又は当初申告税額控除額 ⑪		(イ)	
		(ロ)	
前３年以内の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額 ⑫		(イ)	
		(ロ)	
法第53条第42項及び第321条の８第42項により控除できる金額（別表７（その２）の⑧） ⑬		(イ)	
		(ロ)	
当期分として算定した法人税割額（⑩若しくは㉝又は第６号様式の⑦＋⑧－⑨、第６号様式（その２）の⑦＋⑧－⑨若しくは第６号様式（その３）の⑦＋⑧－⑨） ⑭			
当期において控除する外国税額及び税額控除不足額相当額（⑭若しくは（⑪＋⑫＋⑬）のうち少ない額又は㉛及び㉞） ⑮			

前３年以内の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額の明細

事業年度		控除未済外国税額等 ⑯	当期控除額 ⑰	翌期繰越額 ⑯－⑰ ⑱
・　・ ・　・	道府県税	円	円	
	市町村税			
・　・ ・　・	道府県税			円
	市町村税			
・　・ ・　・	道府県税			
	市町村税			
・　・ ・　・	道府県税			
	市町村税			
・　・ ・　・	道府県税			
	市町村税			
・　・ ・　・	道府県税			
	市町村税			
計 (イ) ⑫	道府県税			
計 (ロ) ⑫	市町村税			
当期分	道府県税			
	市町村税			
翌期繰越額計	道府県税			
	市町村税			

各都道府県・市町村ごとに控除する外国税額及び税額控除不足額相当額の明細

事務所又は事業所			従業者数又は補正後の従業者数	各都道府県ごとに控除すべき外国税額等 ⑲	各都道府県ごとに算定した法人税割額 ⑳	各都道府県ごとに控除する外国税額等（⑲又は⑳のうち少ない額） ㉑	従業者数又は補正後の従業者数	各市町村ごとに控除すべき外国税額等 ㉒	各市町村ごとに算定した法人税割額 ㉓	各市町村ごとに控除する外国税額等（㉒又は㉓のうち少ない額） ㉔
	名称	所在地								
特別区以外			人	円	円	円	人	円	円	円
小計				㉕				㉖		
特別区				㉗（(⑪(イ)＋⑫(イ)＋⑬(イ)）－㉕）				㉘（(⑪(ロ)＋⑫(ロ)＋⑬(ロ)）－㉖）		
合計				㉙	㉚	㉛		㉜	㉝	㉞
					控除未済繰越額 ㉙－㉛ ㉟				控除未済繰越額 ㉜－㉞ ㊱	

控除余裕額又は控除限度額を超える外国税額の計算に関する明細書

事業年度	・　・ ・　・	法人名	

当期分の控除余裕額又は控除限度額を超える外国税額の計算

当期分の控除限度額	法人税の控除限度額 ①	円	当期分の控除余裕額	国税の控除余裕額 ①－⑥ ⑦	円
	地方法人税の控除限度額 ②			道府県民税の控除余裕額（①＋②＋③－⑥）又は③のうち少ない金額 ⑧	
	道府県民税の控除限度額 ③			市町村民税の控除余裕額（⑤－⑥）又は④のうち少ない金額 ⑨	
	市町村民税の控除限度額 ④				
	計　①＋②＋③＋④ ⑤			計　⑦＋⑧＋⑨ ⑩	
当期の控除対象外国税額 ⑥			当期分の控除限度額を超える外国税額 ⑥－⑤ ⑪		

前３年以内の控除余裕額又は控除限度額を超える外国税額の明細

事業年度又は連結事業年度	控除余裕額									控除限度額を超える外国税額		
	国税			道府県民税			市町村民税			前期からの繰越額	当期分とみなす額	翌期繰越額
	前期からの繰越額	当期に加算する額	翌期繰越額	前期からの繰越額	当期に加算する額	翌期繰越額	前期からの繰越額	当期に加算する額	翌期繰越額			
・　・ ・　・	円	円		円	円		円	円		円	円	
・　・ ・　・			円			円			円			円
・　・ ・　・												
・　・ ・　・												
・　・ ・　・												
・　・ ・　・												
合計	⑫	⑬		⑭	⑮		⑯	⑰		⑱	⑲	
当期分	⑦の額	㉓の額	⑦－㉓の額	⑧の額	㉔の額	⑧－㉔の額	⑨の額	㉕の額	⑨－㉕の額	⑪の額	⑬＋⑮＋⑰の額	⑪－(⑬＋⑮＋⑰)の額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円

前３年以内の控除余裕額の当期の限度額への加算額	国税	⑫のうち⑪に充てられる額 ⑳	⑬ 円	前３年以内の控除限度額を超える外国税額の当期への繰越額	国税	⑱のうち⑦に充てられる額 ㉓	円
	道府県民税	⑭のうち⑪に充てられる額 ㉑	⑮		道府県民税	⑱－㉓のうち⑧に充てられる額 ㉔	
	市町村民税	⑯のうち⑪に充てられる額 ㉒	⑰		市町村民税	⑱－㉓－㉔のうち⑨に充てられる額 ㉕	
					計	㉓＋㉔＋㉕ ㉖	⑲

控除余裕額又は控除限度額を超える外国税額の計算に関する明細書

事業年度	・　・ ・　・	法人名	

当期分の控除余裕額又は控除限度額を超える外国税額の計算

当期分の控除限度額	法人税の控除限度額 ①	円	当期分の控除余裕額	国税の控除余裕額 ①－⑥ ⑦	円
	地方法人税の控除限度額 ②			道府県民税の控除余裕額（①＋②＋③－⑥）又は③のうち少ない金額 ⑧	
	道府県民税の控除限度額 ③			市町村民税の控除余裕額（⑤－⑥）又は④のうち少ない金額 ⑨	
	市町村民税の控除限度額 ④				
	計　①＋②＋③＋④ ⑤			計　⑦＋⑧＋⑨ ⑩	
当期の控除対象外国税額 ⑥			当期分の控除限度額を超える外国税額 ⑥－⑤ ⑪		

前３年以内の控除余裕額又は控除限度額を超える外国税額の明細

事業年度	控除余裕額									控除限度額を超える外国税額		
	国税			道府県民税			市町村民税					
	前期からの繰越額	当期に加算する額	翌期繰越額	前期からの繰越額	当期に加算する額	翌期繰越額	前期からの繰越額	当期に加算する額	翌期繰越額	前期からの繰越額	当期分とみなす額	翌期繰越額
・　・ ・　・	円	円		円	円		円	円		円	円	
・　・ ・　・			円			円			円			円
・　・ ・　・												
・　・ ・　・												
・　・ ・　・												
・　・ ・　・												
合計	⑫	⑬		⑭	⑮		⑯	⑰		⑱	⑲	
当期分	⑦の額	㉓の額	⑦－㉓の額	⑧の額	㉔の額	⑧－㉔の額	⑨の額	㉕の額	⑨－㉕の額	⑪の額	⑬＋⑮＋⑰の額	⑪－(⑬＋⑮＋⑰)の額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円

前３年以内の控除余裕額の当期の限度額への加算額	国税	⑫のうち⑪に充てられる額 ⑳	⑬ 円	前３年以内の控除限度額を超える外国税額の当期への繰越額	国税	⑱のうち⑦に充てられる額 ㉓	円
	道府県民税	⑭のうち⑪に充てられる額 ㉑	⑮		道府県民税	⑱－㉓のうち⑧に充てられる額 ㉔	
	市町村民税	⑯のうち⑪に充てられる額 ㉒	⑰		市町村民税	⑱－㉓－㉔のうち⑨に充てられる額 ㉕	
					計	㉓＋㉔＋㉕ ㉖	⑲

適格合併等に係る合併法人等の調整後の控除余裕額又は控除限度額を超える外国税額の計算に関する明細書

事業年度	・　・ ・　・	法人名	

被合併法人等の控除余裕額又は控除限度額を超える外国税額のうち当該法人のものとみなされる金額の計算

適格組織再編成の別：適格合併・適格分割・適格現物出資
適格組織再編成の日：　・　・
被合併法人等の名称：

被合併法人等の事業年度又は連結事業年度	区分	控除余裕額				控除限度額を超える外国税額			
		被合併法人等の控除余裕額	分割法人等の調整国外所得金額又は個別調整国外所得金額	②のうち当該法人が移転を受ける事業に係る部分の金額	当該法人の控除余裕額とみなされる金額 ①又は①×③/②	被合併法人等の控除限度額を超える外国税額	分割法人等の外国の法人税等の額	⑥のうち当該法人が移転を受ける事業に係る部分の金額	当該法人の控除限度額を超える外国税額とみなされる金額 ⑤又は⑤×⑦/⑥
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
・　・ ・　・	国税	円	円	円	円	円	円	円	円
	道府県民税								
	市町村民税								
・　・ ・　・	国税								
	道府県民税								
	市町村民税								
・　・ ・　・	国税								
	道府県民税								
	市町村民税								
・　・ ・　・	国税								
	道府県民税								
	市町村民税								
・　・ ・　・	国税								
	道府県民税								
	市町村民税								
・　・ ・　・	国税								
	道府県民税								
	市町村民税								

当該法人の調整後の控除余裕額又は控除限度額を超える外国税額の計算

当該法人の事業年度又は連結事業年度	区分	控除余裕額			控除限度額を超える外国税額		
		当該法人の控除余裕額 （前期の別表1の「控除余裕額」の「翌期繰越額」）	当該法人の控除余裕額とみなされる金額 ④	当該法人の調整後の控除余裕額 ⑨＋⑩	当該法人の控除限度額を超える外国税額 （前期の別表1の「控除限度額を超える外国税額」の「翌期繰越額」）	当該法人の控除限度額を超える外国税額とみなされる金額 ⑧	当該法人の調整後の控除限度額を超える外国税額 ⑫＋⑬
		⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭
・　・ ・　・	国税	円	円	円	円	円	円
	道府県民税						
	市町村民税						
・　・ ・　・	国税						
	道府県民税						
	市町村民税						
・　・ ・　・	国税						
	道府県民税						
	市町村民税						
・　・ ・　・	国税						
	道府県民税						
	市町村民税						
・　・ ・　・	国税						
	道府県民税						
	市町村民税						
・　・ ・　・	国税						
	道府県民税						
	市町村民税						

適格合併等に係る合併法人等の調整後の控除余裕額又は控除限度額を超える外国税額の計算に関する明細書

事業年度	・　・ ・　・	法人名	

被合併法人等の控除余裕額又は控除限度額を超える外国税額のうち当該法人のものとみなされる金額の計算

適格組織再編成の別：適格合併・適格分割・適格現物出資
適格組織再編成の日：　・　・
被合併法人等の名称：

被合併法人等の事業年度	区分	控除余裕額				控除限度額を超える外国税額			
		被合併法人等の控除余裕額	分割法人等の調整国外所得金額	②のうち当該法人が移転を受ける事業に係る部分の金額	当該法人の控除余裕額とみなされる金額 ①又は①×③/②	被合併法人等の控除限度額を超える外国税額	分割法人等の外国の法人税等の額	⑥のうち当該法人が移転を受ける事業に係る部分の金額	当該法人の控除限度額を超える外国税額とみなされる金額 ⑤又は⑤×⑦/⑥
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
・　・ ・　・	国税	円	円	円	円	円	円	円	円
	道府県民税								
	市町村民税								
・　・ ・　・	国税								
	道府県民税								
	市町村民税								
・　・ ・　・	国税								
	道府県民税								
	市町村民税								
・　・ ・　・	国税								
	道府県民税								
	市町村民税								
・　・ ・　・	国税								
	道府県民税								
	市町村民税								
・　・ ・　・	国税								
	道府県民税								
	市町村民税								

当該法人の調整後の控除余裕額又は控除限度額を超える外国税額の計算

当該法人の事業年度	区分	控除余裕額			控除限度額を超える外国税額		
		当該法人の控除余裕額 （前期の別表1の「控除余裕額」の「翌期繰越額」）	当該法人の控除余裕額とみなされる金額 ④	当該法人の調整後の控除余裕額 ⑨＋⑩	当該法人の控除限度額を超える外国税額 （前期の別表1の「控除限度額を超える外国税額」の「翌期繰越額」）	当該法人の控除限度額を超える外国税額とみなされる金額 ⑧	当該法人の調整後の控除限度額を超える外国税額 ⑫＋⑬
		⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭
・　・ ・　・	国税	円	円	円	円	円	円
	道府県民税						
	市町村民税						
・　・ ・　・	国税						
	道府県民税						
	市町村民税						
・　・ ・　・	国税						
	道府県民税						
	市町村民税						
・　・ ・　・	国税						
	道府県民税						
	市町村民税						
・　・ ・　・	国税						
	道府県民税						
	市町村民税						
・　・ ・　・	国税						
	道府県民税						
	市町村民税						

第七号の二様式別表四（用紙日本産業規格Ａ４）（第三条・第十条の二関係）［別紙三十三］

適格分割等に係る分割法人等の調整後の控除余裕額又は控除限度額を超える外国税額の計算に関する明細書

事業年度	・　・ ・　・	法人名	

適格分割等の別：適格分割・適格現物出資
適格分割等の日：　・　・
分割承継法人等の名称：

当該法人の事業年度又は連結事業年度	区分	控除余裕額					控除限度額を超える外国税額				
		当該法人の控除余裕額	当該法人の調整国外所得金額又は個別調整国外所得金額	②のうち分割承継法人等に移転する事業に係る部分の金額	①のうちないものとされる金額 ①×③/②	当該法人の調整後の控除余裕額 ①－④	当該法人の控除限度額を超える外国税額	当該法人の外国の法人税等の額	⑦のうち分割承継法人等に移転する事業に係る部分の金額	⑥のうちないものとされる金額 ⑥×⑧/⑦	当該法人の調整後の控除限度額を超える外国税額 ⑥－⑨
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
・　・ ・　・	国税	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	道府県民税										
	市町村民税										
・　・ ・　・	国税										
	道府県民税										
	市町村民税										
・　・ ・　・	国税										
	道府県民税										
	市町村民税										
・　・ ・　・	国税										
	道府県民税										
	市町村民税										
・　・ ・　・	国税										
	道府県民税										
	市町村民税										
・　・ ・　・	国税										
	道府県民税										
	市町村民税										

適格分割等に係る分割法人等の調整後の控除余裕額又は控除限度額を超える外国税額の計算に関する明細書

事業年度	・　・ ・　・	法人名	

適格分割等の別：適格分割・適格現物出資
適格分割等の日：　　・　　・
分割承継法人等の名称：

当該法人の事業年度	区分	控除余裕額					控除限度額を超える外国税額				
		当該法人の控除余裕額	当該法人の調整国外所得金額	②のうち分割承継法人等に移転する事業に係る部分の金額	①のうちないものとされる金額 ①×③/②	当該法人の調整後の控除余裕額 ①－④	当該法人の控除限度額を超える外国税額	当該法人の外国の法人税等の額	⑦のうち分割承継法人等に移転する事業に係る部分の金額	⑥のうちないものとされる金額 ⑥×⑧/⑦	当該法人の調整後の控除限度額を超える外国税額 ⑥－⑨
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
・　・ ・　・	国税	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	道府県民税										
	市町村民税										
・　・ ・　・	国税										
	道府県民税										
	市町村民税										
・　・ ・　・	国税										
	道府県民税										
	市町村民税										
・　・ ・　・	国税										
	道府県民税										
	市町村民税										
・　・ ・　・	国税										
	道府県民税										
	市町村民税										
・　・ ・　・	国税										
	道府県民税										
	市町村民税										

適格合併等に係る合併法人等の調整後の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額の計算に関する明細書（その１）

事業年度	・　・ ・　・	法人名	

被合併法人等の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額のうち当該法人のものとみなされる金額の計算

適格組織再編成の別：適格合併・適格分割・適格現物出資

適格組織再編成の日：　・　・

被合併法人等の名称：

被合併法人等の事業年度又は連結事業年度	被合併法人等の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額	分割法人等の調整国外所得金額又は個別調整国外所得金額	②のうち当該法人が移転を受ける事業に係る部分の金額	当該法人の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額とみなされる金額 ①又は①×③/②
	①	②	③	④
・　・ ・　・	円	円	円	円
・　・ ・　・				
・　・ ・　・				
・　・ ・　・				
・　・ ・　・				
・　・ ・　・				

当該法人の調整後の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額の計算

当該法人の事業年度又は連結事業年度	当該法人の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額（前期の第7号の2様式（その1）の⑰）	当該法人の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額とみなされる金額 ④	当該法人の調整後の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額 ⑤＋⑥
	⑤	⑥	⑦
・　・ ・　・	円	円	円
・　・ ・　・			
・　・ ・　・			
・　・ ・　・			
・　・ ・　・			
・　・ ・　・			
・　・ ・　・			

適格合併等に係る合併法人等の調整後の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額の計算に関する明細書（その１）

事業年度	・　・ ・　・	法人名	

被合併法人等の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額のうち当該法人のものとみなされる金額の計算

適格組織再編成の別：適格合併・適格分割・適格現物出資

適格組織再編成の日：　　・　　・

被合併法人等の名称：

被合併法人等の事業年度	被合併法人等の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額	分割法人等の調整国外所得金額	②のうち当該法人が移転を受ける事業に係る部分の金額	当該法人の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額とみなされる金額 ①又は①×③/②
	①	②	③	④
・　・ ・　・	円	円	円	円
・　・ ・　・				
・　・ ・　・				
・　・ ・　・				
・　・ ・　・				
・　・ ・　・				

当該法人の調整後の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額の計算

当該法人の事業年度	当該法人の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額（前期の第7号の2様式（その1）の⑰）	当該法人の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額とみなされる金額 ④	当該法人の調整後の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額 ⑤＋⑥
	⑤	⑥	⑦
・　・ ・　・	円	円	円
・　・ ・　・			
・　・ ・　・			
・　・ ・　・			
・　・ ・　・			
・　・ ・　・			
・　・ ・　・			

適格合併等に係る合併法人等の調整後の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額の計算に関する明細書（その２）

事業年度	・　・ ・　・	法人名	

被合併法人等の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額のうち当該法人のものとみなされる金額の計算

適格組織再編成の別：適格合併・適格分割・適格現物出資

適格組織再編成の日：　・　・

被合併法人等の名称：

被合併法人等の事業年度又は連結事業年度		被合併法人等の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額	分割法人等の調整国外所得金額又は個別調整国外所得金額	②のうち当該法人が移転を受ける事業に係る部分の金額	当該法人の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額とみなされる金額 ①又は①×③/②
		①	②	③	④
・　・ ・　・	道府県民税	円	円	円	円
	市町村民税				
・　・ ・　・	道府県民税				
	市町村民税				
・　・ ・　・	道府県民税				
	市町村民税				
・　・ ・　・	道府県民税				
	市町村民税				
・　・ ・　・	道府県民税				
	市町村民税				
・　・ ・　・	道府県民税				
	市町村民税				

当該法人の調整後の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額の計算

当該法人の事業年度又は連結事業年度		当該法人の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額（前期の第７号の２様式(その２)の⑱）	当該法人の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額とみなされる金額	当該法人の調整後の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額
		⑤	⑥	⑦ ⑤＋⑥
・　・ ・　・	道府県民税	円	円	円
	市町村民税			
・　・ ・　・	道府県民税			
	市町村民税			
・　・ ・　・	道府県民税			
	市町村民税			
・　・ ・　・	道府県民税			
	市町村民税			
・　・ ・　・	道府県民税			
	市町村民税			
・　・ ・　・	道府県民税			
	市町村民税			

適格合併等に係る合併法人等の調整後の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額の計算に関する明細書（その２）

事業年度	・　・ ・　・	法人名	

被合併法人等の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額のうち当該法人のものとみなされる金額の計算

適格組織再編成の別：適格合併・適格分割・適格現物出資

適格組織再編成の日：　　・　　・

被合併法人等の名称：

被合併法人等の事業年度		被合併法人等の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額	分割法人等の調整国外所得金額	②のうち当該法人が移転を受ける事業に係る部分の金額	当該法人の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額とみなされる金額 ①又は①×③/②
		①	②	③	④
・　・ ・　・	道府県民税	円	円	円	円
	市町村民税				
・　・ ・　・	道府県民税				
	市町村民税				
・　・ ・　・	道府県民税				
	市町村民税				
・　・ ・　・	道府県民税				
	市町村民税				
・　・ ・　・	道府県民税				
	市町村民税				
・　・ ・　・	道府県民税				
	市町村民税				

当該法人の調整後の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額の計算

当該法人の事業年度		当該法人の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額（前期の第７号の２様式(その２)の⑱）	当該法人の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額とみなされる金額	当該法人の調整後の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額
		⑤	⑥	⑤＋⑥
・　・ ・　・	道府県民税	円	円	円
	市町村民税			
・　・ ・　・	道府県民税			
	市町村民税			
・　・ ・　・	道府県民税			
	市町村民税			
・　・ ・　・	道府県民税			
	市町村民税			
・　・ ・　・	道府県民税			
	市町村民税			
・　・ ・　・	道府県民税			
	市町村民税			

適格分割等に係る分割法人等の調整後の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額の計算に関する明細書（その１）

事業年度	・　・ ・　・	法人名	

適格分割等の別：適格分割・適格現物出資

適格分割等の日：　・　・

分割承継法人等の名称：

当該法人の事業年度又は連結事業年度	当該法人の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額	当該法人の調整国外所得金額又は個別調整国外所得金額	②のうち分割承継法人等に移転する事業に係る部分の金額	①のうちないものとされる金額 ①×③/②	当該法人の調整後の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額 ①－④
	①	②	③	④	⑤
・　・ ・　・	円	円	円	円	円
・　・ ・　・					
・　・ ・　・					
・　・ ・　・					
・　・ ・　・					
・　・ ・　・					
・　・ ・　・					

適格分割等に係る分割法人等の調整後の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額の計算に関する明細書（その１）

事業年度	・　・ ・　・	法人名	

適格分割等の別：適格分割・適格現物出資

適格分割等の日：　　・　　・

分割承継法人等の名称：

当該法人の事業年度	当該法人の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額	当該法人の調整国外所得金額	②のうち分割承継法人等に移転する事業に係る部分の金額	①のうちないものとされる金額 ①×③/②	当該法人の調整後の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額 ①－④
	①	②	③	④	⑤
・　・ ・　・	円	円	円	円	円
・　・ ・　・					
・　・ ・　・					
・　・ ・　・					
・　・ ・　・					
・　・ ・　・					
・　・ ・　・					

適格分割等に係る分割法人等の調整後の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額の計算に関する明細書（その２）

事業年度	・　・ ・　・	法人名	

適格分割等の別：適格分割・適格現物出資

適格分割等の日：　・　・

分割承継法人等の名称：

当該法人の事業年度又は連結事業年度	当該法人の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額 ①	当該法人の調整国外所得金額又は個別調整国外所得金額 ②	②のうち分割承継法人等に移転する事業に係る部分の金額 ③	①のうちないものとされる金額 ①×③/② ④	当該法人の調整後の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額 ①－④ ⑤
・　・ ・　・	道府県税 円	円	円	道府県税 円	円
	市町村税			市町村税	
・　・ ・　・	道府県税			道府県税	
	市町村税			市町村税	
・　・ ・　・	道府県税			道府県税	
	市町村税			市町村税	
・　・ ・　・	道府県税			道府県税	
	市町村税			市町村税	
・　・ ・　・	道府県税			道府県税	
	市町村税			市町村税	
・　・ ・　・	道府県税			道府県税	
	市町村税			市町村税	

適格分割等に係る分割法人等の調整後の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額の計算に関する明細書（その２）

事業年度	・　・ ・　・	法人名	

適格分割等の別：適格分割・適格現物出資

適格分割等の日：　　・　　・

分割承継法人等の名称：

当該法人の事業年度	当該法人の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額 ①	当該法人の調整国外所得金額 ②	②のうち分割承継法人等に移転する事業に係る部分の金額 ③	①のうちないものとされる金額 ①×③/② ④	当該法人の調整後の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額 ①－④ ⑤
・　・ ・　・	道府県税 円	円	円	道府県税 円	円
	市町村税			市町村税	
・　・ ・　・	道府県税			道府県税	
	市町村税			市町村税	
・　・ ・　・	道府県税			道府県税	
	市町村税			市町村税	
・　・ ・　・	道府県税			道府県税	
	市町村税			市町村税	
・　・ ・　・	道府県税			道府県税	
	市町村税			市町村税	
・　・ ・　・	道府県税			道府県税	
	市町村税			市町村税	

外国の法人税等の額の控除に関する明細書

事業年度	・　・ ・　・	法人名	

政令第48条の13第７項ただし書の規定の適用の有無		有　・　無
当期において控除する外国税額及び税額控除不足額相当額の計算		
控除対象外国税額	当期の控除対象外国税額（別表１の⑥） ①	円
	前３年以内の控除限度額を超える外国税額（別表１の⑱） ②	
	計　①＋② ③	
当期分の控除外国税額	国税の控除限度額（別表１の①、同表の⑥又は（同表の①＋同表の②）） ④	
	道府県民税の控除限度額（別表１の③） ⑤	
	外国税額のうち④と⑤の合計額を超える額　③－（④＋⑤） ⑥	
	市町村民税の控除限度額（別表１の④） ⑦	
	前３年以内の控除余裕額のうち当期加算額（別表１の㉒） ⑧	
	計　⑦＋⑧ ⑨	
	当期分の控除外国税額（⑥又は⑨のうち少ない額） ⑩	
⑩又は当初申告税額控除額 ⑪		
前３年以内の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額 ⑫		
法第３２１条の８第４２項により控除できる金額（別表７の⑧） ⑬		
当期分として算定した法人税割額（㉒又は第20号様式の⑤－⑦＋⑧－⑨） ⑭		
当期において控除する外国税額及び税額控除不足額相当額（⑭若しくは（⑪＋⑫＋⑬）のうち少ない額又は㉓） ⑮		

前３年以内の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額の明細

事業年度又は連結事業年度	控除未済外国税額等 ⑯	当期控除額 ⑰	翌期繰越額 ⑯－⑰ ⑱
・　・ ・　・	円	円	
			円
・　・ ・　・			
・　・ ・　・			
・　・ ・　・			
・　・ ・　・			
・　・ ・　・			
当期分			
計 ⑫	円	円	

各市町村ごとに控除する外国税額及び税額控除不足額相当額の明細

事務所又は事業所 名称	事務所又は事業所 所在地	従業者数又は補正後の従業者数	控除すべき外国税額等 ⑲	各市町村ごとに算定した法人税割額 ⑳	各市町村ごとに控除する外国税額等（⑲又は⑳のうち少ない額） ㉑
		人	円	円	円
合計				㉒	㉓

外国の法人税等の額の控除に関する明細書

事業年度	・　・ ・　・	法人名	

第二十号の四様式（用紙日本産業規格Ａ４）（第十条関係）［別紙四十四］

政令第48条の13第７項ただし書の規定の適用の有無		有　・　無	
当期において控除する外国税額及び税額控除不足額相当額の計算			
控除対象外国税額	当期の控除対象外国税額（別表１の⑥） ①	円	
	前３年以内の控除限度額を超える外国税額（別表１の⑱） ②		
	計　①＋② ③		
当期分の控除外国税額	国税の控除限度額（別表１の①、同表の⑥又は（同表の①＋同表の②）） ④		
	道府県民税の控除限度額（別表１の③） ⑤		
	外国税額のうち④と⑤の合計額を超える額　③－（④＋⑤） ⑥		
	市町村民税の控除限度額（別表１の④） ⑦		
	前３年以内の控除余裕額のうち当期加算額（別表１の㉒） ⑧		
	計　⑦＋⑧ ⑨		
	当期分の控除外国税額（⑥又は⑨のうち少ない額） ⑩		
⑩又は当初申告税額控除額 ⑪			
前３年以内の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額 ⑫			
法第３２１条の８第４２項により控除できる金額（別表７の⑧） ⑬			
当期分として算定した法人税割額（㉒又は第20号様式の⑤－⑦＋⑧－⑨） ⑭			
当期において控除する外国税額及び税額控除不足額相当額（⑭若しくは（⑪＋⑫＋⑬）のうち少ない額又は㉓） ⑮			

前３年以内の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額の明細

事業年度	控除未済外国税額等 ⑯	当期控除額 ⑰	翌期繰越額 ⑯－⑰ ⑱
・　・ ・　・	円	円	
			円
・　・ ・　・			
・　・ ・　・			
・　・ ・　・			
・　・ ・　・			
・　・ ・　・			
当期分			
計 ⑫	円	円	

各市町村ごとに控除する外国税額及び税額控除不足額相当額の明細

事務所又は事業所 名称	事務所又は事業所 所在地	従業者数又は補正後の従業者数	控除すべき外国税額等 ⑲	各市町村ごとに算定した法人税割額 ⑳	各市町村ごとに控除する外国税額等（⑲又は⑳のうち少ない額） ㉑
		人	円	円	円
合計				㉒	㉓

控除余裕額又は控除限度額を超える外国税額の計算に関する明細書

事業年度	・　・ ・　・	法人名	

当期分の控除余裕額又は控除限度額を超える外国税額の計算

当期分の控除限度額	法人税の控除限度額 ①	円	当期分の控除余裕額	国税の控除余裕額 ①－⑥ ⑦	円
	地方法人税の控除限度額 ②			道府県民税の控除余裕額（①＋②＋③－⑥）又は③のうち少ない金額 ⑧	
	道府県民税の控除限度額 ③			市町村民税の控除余裕額（⑤－⑥）又は④のうち少ない金額 ⑨	
	市町村民税の控除限度額 ④				
	計 ①＋②＋③＋④ ⑤			計 ⑦＋⑧＋⑨ ⑩	
当期の控除対象外国税額 ⑥			当期分の控除限度額を超える外国税額 ⑥－⑤ ⑪		

前３年以内の控除余裕額又は控除限度額を超える外国税額の明細

事業年度又は連結事業年度	控除余裕額									控除限度額を超える外国税額		
	国税			道府県民税			市町村民税					
	前期からの繰越額	当期に加算する額	翌期繰越額	前期からの繰越額	当期に加算する額	翌期繰越額	前期からの繰越額	当期に加算する額	翌期繰越額	前期からの繰越額	当期分とみなす額	翌期繰越額
・　・ ・　・	円	円		円	円		円	円		円	円	
・　・ ・　・			円			円			円			円
・　・ ・　・												
・　・ ・　・												
・　・ ・　・												
・　・ ・　・												
合計	⑫	⑬		⑭	⑮		⑯	⑰		⑱	⑲	
当期分	⑦の額	㉓の額	⑦－㉓の額	⑧の額	㉔の額	⑧－㉔の額	⑨の額	㉕の額	⑨－㉕の額	⑪の額	⑬＋⑮＋⑰の額	⑪－（⑬＋⑮＋⑰）の額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円

前３年以内の控除余裕額の当期の限度額への加算額	国税	⑫のうち⑪に充てられる額 ⑳	⑬ 円	前３年以内の控除限度額を超える外国税額の当期への繰越額	国税	⑱のうち⑦に充てられる額 ㉓	円
	道府県民税	⑭のうち⑪に充てられる額 ㉑	⑮		道府県民税	⑱－㉓のうち⑧に充てられる額 ㉔	
	市町村民税	⑯のうち⑪に充てられる額 ㉒	⑰		市町村民税	⑱－㉓－㉔のうち⑨に充てられる額 ㉕	
					計	㉓＋㉔＋㉕ ㉖	⑲

控除余裕額又は控除限度額を超える外国税額の計算に関する明細書

事業年度	・　・ ・　・	法人名	

当期分の控除余裕額又は控除限度額を超える外国税額の計算

当期分の控除限度額	法人税の控除限度額 ①	円	当期分の控除余裕額	国税の控除余裕額 ①－⑥ ⑦	円
	地方法人税の控除限度額 ②			道府県民税の控除余裕額（①＋②＋③－⑥）又は③のうち少ない金額 ⑧	
	道府県民税の控除限度額 ③			市町村民税の控除余裕額（⑤－⑥）又は④のうち少ない金額 ⑨	
	市町村民税の控除限度額 ④				
	計 ①＋②＋③＋④ ⑤			計 ⑦＋⑧＋⑨ ⑩	
当期の控除対象外国税額 ⑥			当期分の控除限度額を超える外国税額 ⑥－⑤ ⑪		

前３年以内の控除余裕額又は控除限度額を超える外国税額の明細

事業年度	控除余裕額									控除限度額を超える外国税額		
	国税			道府県民税			市町村民税					
	前期からの繰越額	当期に加算する額	翌期繰越額	前期からの繰越額	当期に加算する額	翌期繰越額	前期からの繰越額	当期に加算する額	翌期繰越額	前期からの繰越額	当期分とみなす額	翌期繰越額
・　・ ・　・	円	円		円	円		円	円		円	円	
・　・ ・　・			円			円			円			円
・　・ ・　・												
・　・ ・　・												
・　・ ・　・												
・　・ ・　・												
合計	⑫	⑬		⑭	⑮		⑯	⑰		⑱	⑲	
当期分	⑦の額	㉓の額	⑦－㉓の額	⑧の額	㉔の額	⑧－㉔の額	⑨の額	㉕の額	⑨－㉕の額	⑪の額	⑬＋⑮＋⑰の額	⑪－（⑬＋⑮＋⑰）の額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円

前３年以内の控除余裕額の当期の限度額への加算額	国税	⑫のうち⑪に充てられる額 ⑳	⑬ 円	前３年以内の控除限度額を超える外国税額の当期への繰越額	国税	⑱のうち⑦に充てられる額 ㉓	円
	道府県民税	⑭のうち⑪に充てられる額 ㉑	⑮		道府県民税	⑱－㉓のうち⑧に充てられる額 ㉔	
	市町村民税	⑯のうち⑪に充てられる額 ㉒	⑰		市町村民税	⑱－㉓－㉔のうち⑨に充てられる額 ㉕	
					計	㉓＋㉔＋㉕ ㉖	⑲

適格合併等に係る合併法人等の調整後の控除余裕額又は控除限度額を超える外国税額の計算に関する明細書

事業年度	・　・ ・　・	法人名	

被合併法人等の控除余裕額又は控除限度額を超える外国税額のうち当該法人のものとみなされる金額の計算

適格組織再編成の別：適格合併・適格分割・適格現物出資
適格組織再編成の日：　・　・
被合併法人等の名称：

被合併法人等の事業年度又は連結事業年度	区分	控除余裕額				控除限度額を超える外国税額			
		被合併法人等の控除余裕額	分割法人等の調整国外所得金額又は個別調整国外所得金額	②のうち当該法人が移転を受ける事業に係る部分の金額	当該法人の控除余裕額とみなされる金額 ①又は①×③/②	被合併法人等の控除限度額を超える外国税額	分割法人等の外国の法人税等の額	⑥のうち当該法人が移転を受ける事業に係る部分の金額	当該法人の控除限度額を超える外国税額とみなされる金額 ⑤又は⑤×⑦/⑥
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
・　・ ・　・	国税	円	円	円	円	円	円	円	円
	道府県民税								
	市町村民税								
・　・ ・　・	国税								
	道府県民税								
	市町村民税								
・　・ ・　・	国税								
	道府県民税								
	市町村民税								
・　・ ・　・	国税								
	道府県民税								
	市町村民税								
・　・ ・　・	国税								
	道府県民税								
	市町村民税								
・　・ ・　・	国税								
	道府県民税								
	市町村民税								

当該法人の調整後の控除余裕額又は控除限度額を超える外国税額の計算

当該法人の事業年度又は連結事業年度	区分	控除余裕額			控除限度額を超える外国税額		
		当該法人の控除余裕額 （前期の別表1の「控除余裕額」の「翌期繰越額」）	当該法人の控除余裕額とみなされる金額 ④	当該法人の調整後の控除余裕額 ⑨＋⑩	当該法人の控除限度額を超える外国税額 （前期の別表1の「控除限度額を超える外国税額」の「翌期繰越額」）	当該法人の控除限度額を超える外国税額とみなされる金額 ⑧	当該法人の調整後の控除限度額を超える外国税額 ⑫＋⑬
		⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭
・　・ ・　・	国税	円	円	円	円	円	円
	道府県民税						
	市町村民税						
・　・ ・　・	国税						
	道府県民税						
	市町村民税						
・　・ ・　・	国税						
	道府県民税						
	市町村民税						
・　・ ・　・	国税						
	道府県民税						
	市町村民税						
・　・ ・　・	国税						
	道府県民税						
	市町村民税						
・　・ ・　・	国税						
	道府県民税						
	市町村民税						

適格合併等に係る合併法人等の調整後の控除余裕額又は控除限度額を超える外国税額の計算に関する明細書

事業年度	・　・ ・　・	法人名	

被合併法人等の控除余裕額又は控除限度額を超える外国税額のうち当該法人のものとみなされる金額の計算

適格組織再編成の別：適格合併・適格分割・適格現物出資
適格組織再編成の日：　・　・
被合併法人等の名称：

被合併法人等の事業年度	区分	控除余裕額				控除限度額を超える外国税額			
		被合併法人等の控除余裕額	分割法人等の調整国外所得金額	②のうち当該法人が移転を受ける事業に係る部分の金額	当該法人の控除余裕額とみなされる金額 ①又は①×③/②	被合併法人等の控除限度額を超える外国税額	分割法人等の外国の法人税等の額	⑥のうち当該法人が移転を受ける事業に係る部分の金額	当該法人の控除限度額を超える外国税額とみなされる金額 ⑤又は⑤×⑦/⑥
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
・　・ ・　・	国税	円	円	円	円	円	円	円	円
	道府県民税								
	市町村民税								
・　・ ・　・	国税								
	道府県民税								
	市町村民税								
・　・ ・　・	国税								
	道府県民税								
	市町村民税								
・　・ ・　・	国税								
	道府県民税								
	市町村民税								
・　・ ・　・	国税								
	道府県民税								
	市町村民税								
・　・ ・　・	国税								
	道府県民税								
	市町村民税								

当該法人の調整後の控除余裕額又は控除限度額を超える外国税額の計算

当該法人の事業年度	区分	控除余裕額			控除限度額を超える外国税額		
		当該法人の控除余裕額 （前期の別表1の「控除余裕額」の「翌期繰越額」）	当該法人の控除余裕額とみなされる金額 ④	当該法人の調整後の控除余裕額 ⑨＋⑩	当該法人の控除限度額を超える外国税額 （前期の別表1の「控除限度額を超える外国税額」の「翌期繰越額」）	当該法人の控除限度額を超える外国税額とみなされる金額 ⑧	当該法人の調整後の控除限度額を超える外国税額 ⑫＋⑬
		⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭
・　・ ・　・	国税	円	円	円	円	円	円
	道府県民税						
	市町村民税						
・　・ ・　・	国税						
	道府県民税						
	市町村民税						
・　・ ・　・	国税						
	道府県民税						
	市町村民税						
・　・ ・　・	国税						
	道府県民税						
	市町村民税						
・　・ ・　・	国税						
	道府県民税						
	市町村民税						
・　・ ・　・	国税						
	道府県民税						
	市町村民税						

適格分割等に係る分割法人等の調整後の控除余裕額又は控除限度額を超える外国税額の計算に関する明細書

事業年度	・　・ ・　・	法人名	

適格分割等の別：適格分割・適格現物出資

適格分割等の日：　・　・

分割承継法人等の名称：

当該法人の事業年度又は連結事業年度	区分	控除余裕額					控除限度額を超える外国税額				
		当該法人の控除余裕額	当該法人の調整国外所得金額又は個別調整国外所得金額	②のうち分割承継法人等に移転する事業に係る部分の金額	①のうちないものとされる金額 ①×③/②	当該法人の調整後の控除余裕額 ①－④	当該法人の控除限度額を超える外国税額	当該法人の外国の法人税等の額	⑦のうち分割承継法人等に移転する事業に係る部分の金額	⑥のうちないものとされる金額 ⑥×⑧/⑦	当該法人の調整後の控除限度額を超える外国税額 ⑥－⑨
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
・　・ ・　・	国税	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	道府県民税										
	市町村民税										
・　・ ・　・	国税										
	道府県民税										
	市町村民税										
・　・ ・　・	国税										
	道府県民税										
	市町村民税										
・　・ ・　・	国税										
	道府県民税										
	市町村民税										
・　・ ・　・	国税										
	道府県民税										
	市町村民税										
・　・ ・　・	国税										
	道府県民税										
	市町村民税										

適格分割等に係る分割法人等の調整後の控除余裕額又は控除限度額を超える外国税額の計算に関する明細書

事業年度	・　・ ・　・	法人名	

適格分割等の別：適格分割・適格現物出資

適格分割等の日：　　・　　・

分割承継法人等の名称：

当該法人の事業年度	区分	控除余裕額					控除限度額を超える外国税額				
		当該法人の控除余裕額	当該法人の調整国外所得金額	②のうち分割承継法人等に移転する事業に係る部分の金額	①のうちないものとされる金額 ①×③/②	当該法人の調整後の控除余裕額 ①－④	当該法人の控除限度額を超える外国税額	当該法人の外国の法人税等の額	⑦のうち分割承継法人等に移転する事業に係る部分の金額	⑥のうちないものとされる金額 ⑥×⑧/⑦	当該法人の調整後の控除限度額を超える外国税額 ⑥－⑨
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
・　・ ・　・	国税	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	道府県民税										
	市町村民税										
・　・ ・　・	国税										
	道府県民税										
	市町村民税										
・　・ ・　・	国税										
	道府県民税										
	市町村民税										
・　・ ・　・	国税										
	道府県民税										
	市町村民税										
・　・ ・　・	国税										
	道府県民税										
	市町村民税										
・　・ ・　・	国税										
	道府県民税										
	市町村民税										

適格合併等に係る合併法人等の調整後の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額の計算に関する明細書

事業年度	・　・ ・　・	法人名	

被合併法人等の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額のうち当該法人のものとみなされる金額の計算

適格組織再編成の別：適格合併・適格分割・適格現物出資

適格組織再編成の日：　・　・

被合併法人等の名称：

被合併法人等の事業年度又は連結事業年度	被合併法人等の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額	分割法人等の調整国外所得金額又は個別調整国外所得金額	②のうち当該法人が移転を受ける事業に係る部分の金額	当該法人の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額とみなされる金額 ①又は①×③/②
	①	②	③	④
・　・ ・　・	円	円	円	円
・　・ ・　・				
・　・ ・　・				
・　・ ・　・				
・　・ ・　・				
・　・ ・　・				

当該法人の調整後の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額の計算

当該法人の事業年度又は連結事業年度	当該法人の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額（前期の第20号の4様式の⑱）	当該法人の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額とみなされる金額 ④	当該法人の調整後の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額 ⑤＋⑥
	⑤	⑥	⑦
・　・ ・　・	円	円	円
・　・ ・　・			
・　・ ・　・			
・　・ ・　・			
・　・ ・　・			
・　・ ・　・			
・　・ ・　・			

適格合併等に係る合併法人等の調整後の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額の計算に関する明細書

事業年度	・　・ ・　・	法人名	

被合併法人等の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額のうち当該法人のものとみなされる金額の計算

適格組織再編成の別：適格合併・適格分割・適格現物出資

適格組織再編成の日：　　・　　・

被合併法人等の名称：

被合併法人等の事業年度	被合併法人等の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額	分割法人等の調整国外所得金額	②のうち当該法人が移転を受ける事業に係る部分の金額	当該法人の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額とみなされる金額 ①又は①×③/②
	①	②	③	④
・　・ ・　・	円	円	円	円
・　・ ・　・				
・　・ ・　・				
・　・ ・　・				
・　・ ・　・				
・　・ ・　・				

当該法人の調整後の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額の計算

当該法人の事業年度	当該法人の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額（前期の第20号の4様式の⑱）	当該法人の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額とみなされる金額 ④	当該法人の調整後の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額 ⑤＋⑥
	⑤	⑥	⑦
・　・ ・　・	円	円	円
・　・ ・　・			
・　・ ・　・			
・　・ ・　・			
・　・ ・　・			
・　・ ・　・			
・　・ ・　・			

適格分割等に係る分割法人等の調整後の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額の計算に関する明細書

事業年度	・　・ ・　・	法人名	

適格分割等の別：適格分割・適格現物出資

適格分割等の日：　・　・

分割承継法人等の名称：

当該法人の事業年度又は連結事業年度	当該法人の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額	当該法人の調整国外所得金額又は個別調整国外所得金額	②のうち分割承継法人等に移転する事業に係る部分の金額	①のうちないものとされる金額 ①×③/②	当該法人の調整後の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額 ①－④
	①	②	③	④	⑤
・　・ ・　・	円	円	円	円	円
・　・ ・　・					
・　・ ・　・					
・　・ ・　・					
・　・ ・　・					
・　・ ・　・					
・　・ ・　・					

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

適格分割等に係る分割法人等の調整後の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額の計算に関する明細書

事業年度	・　・ ・　・	法人名	

適格分割等の別：適格分割・適格現物出資

適格分割等の日：　・　・

分割承継法人等の名称：

当該法人の事業年度	当該法人の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額	当該法人の調整国外所得金額	②のうち分割承継法人等に移転する事業に係る部分の金額	①のうちないものとされる金額 ①×③/②	当該法人の調整後の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額 ①－④
	①	②	③	④	⑤
・　・ ・　・	円	円	円	円	円
・　・ ・　・					
・　・ ・　・					
・　・ ・　・					
・　・ ・　・					
・　・ ・　・					
・　・ ・　・					

第二十号の四様式別表六（用紙日本産業規格Ａ４）（第十条関係）［別紙五十四］

発行所　〒一〇五－八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一カ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部一、五七三円（本体一、四三〇円）　（配送料別）